

○ 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年^{金融監督庁}労働^{蔵省}省告示第七号）

改正案	現行
1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年^{金融}厚生^{労働省}告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。 2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に^{労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する}関連法人等（労働金庫法施行規則^{第五十六}条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。	1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、^{基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年^{金融}厚生^{労働省}告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。} 2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に^{労働金庫法施行規則第九十九条に規定する}関連法人等（労働金庫法施行規則^{第九十九}条に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を

3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、<u>前二項に規定する調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。</u>	3 加えたものとする。 <u>第一項に定める金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は前項の自己資本の額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。</u>
--	---